

3. 事業の主な経緯（1 / 2）

- 昭和48年度 実施計画調査
- 昭和50年度 建設事業採択、着手
- 昭和57年 5月21日 土地収用法に基づく測量（～6月3日）
- 平成 2年 7月 2日 集中豪雨により川棚川流域が氾濫
- 平成 6年 8月～平成7年 4月 佐世保市大濁水（264日間制限給水）
- 平成 9年11月29日 損失補償基準の締結
- 平成10年12月10日 県公共事業再評価（継続実施）
- 平成12年 1月21日 代替地造成工事着手（H14. 6完成）
- 平成15年 6月 3日 代替墓地造成工事着手（H15. 10完成）
- 平成15年 8月27日 県公共事業再評価（継続実施）
- 平成16年11月15日 佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会 計画取水量を4万トンに変更事業継続を市長へ答申
- 平成17年 2月23日 県公共事業評価監視委員会へ利水事業見直し報告（事業継続確認）
- 平成17年11月18日 川棚川水系河川整備基本方針の同意（河川法第16条）
- 平成19年 3月30日 川棚川水系河川整備計画の同意（河川法第16条2）
- 平成19年 7月 5日 県公共事業再評価へ川棚川水系河川整備計画の同意を報告（継続実施）
- 平成19年12月28日 佐世保市水道施設整備事業再評価委員会「事業継続を妥当」⇒目標年度29年
- 平成20年 3月29日 県条例に基づく環境影響評価の手続き完了

11

3. 事業の主な経緯（2 / 2）

- 平成21年11月 9日 九州地方整備局へ事業認定申請書提出
- 平成22年 3月24日～7月23日 付替道路工事に着工
⇒ 反対派の阻止 ⇒ 話し合いを行うため一時休止
- 平成23年 6月13日 県公共事業再評価（継続実施）⇒ 平成28年度完成
- 平成24年 6月11日 国がダム事業継続とする補助金交付に係る対応方針決定
- 平成25年 3月14日 佐世保市水道施設整備事業再評価委員会「事業継続を妥当」⇒目標年度36年
- 平成25年 9月 6日 事業認定告示
- 平成26年 7月30日 付替道路工事に着工（～8月7日）
⇒ 反対派の阻止 ⇒ 結論が出るまで一時休止
- 平成26年 8月 7日 付替道路工事の通行妨害禁止の仮処分申立
- 平成26年 9月 5日 土地の収用裁決申請及び明渡裁決申立を行う（迂回道路部）
- 平成26年11月25日 土地の収用裁決申請に向けての手續開始（ダム本体周辺用地）
- 平成27年 3月24日 付替道路工事の通行妨害禁止の仮処分決定
- 平成27年 5月19日 付替道路工事再開
⇒ 反対派の妨害 ⇒ 説得 ⇒ 6月12日 着工
- 平成27年 6月22日 権利取得・明渡の裁決（平成26年9月5日申請分）
- 平成27年 7月 8日 土地の収用裁決申請（ダム本体周辺用地）
土地の収用裁決申請に向けての手續開始（貯水池・付替道路部の用地）
- 平成27年 県公共事業再評価 ⇒ 平成34年度完成予定

12

4. 第三者機関の設置経過と説明会（1 / 4）

①河川整備基本方針・河川整備計画策定（河川法）

川棚川水系河川整備計画検討委員会 平成17年10月14日～平成19年1月23日 11回開催

平成18年10月19日 川棚川水系川づくり意見交換会（波佐見町総合文化会館） 20名出席
平成18年10月24日 川棚川水系川づくり意見交換会（川棚町公会堂） 82名出席

- 平成9年の河川法改正により、河川管理者は、これまでの「工事実施基本計画」に代わり、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」（河川法第16条）と、当面（概ね30年間）の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」（河川法第16条の2）を策定することとなり、川棚川水系についても「川棚川河川整備計画検討委員会」において、河川整備のあり方に関し審議し、治水計画を策定している。
- 審議項目は、治水計画、河道計画、経済性の検討、正常流量・補給計画、河川環境検討
- 委員構成は、河川工学、経済、環境、歴史文化、景観、水利関係、地元代表、地元行政

②環境アセスメント（県条例）

長崎県境影響評価審査会 平成19年9月6日、10月16日、11月14日 3回開催

平成19年7月19日 長崎県環境影響評価条例に基づく準備説明会（川棚町公会堂） 59名出席

- 環境アセスメントの審査の透明性、客観性を確保するため、環境アセスメントの項目などについて調査、審議を行う機関として、学識経験者からなる長崎県環境影響評価審査会を設置している。
- 石木ダム工事についても、大気環境、水環境等、生物に係る環境、人と自然・文化的環境、環境負荷等についての予測及び評価を実施している。

13

4. 第三者機関の設置経過と説明会（2 / 4）

③ダム検証

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 平成24年4月26日 開催

平成23年2月18日～3月22日 ダム検証におけるハブリックコメント 意見書提出数74件
平成23年3月6日 ダム検証における意見交換（川棚町中央公民館） 190名出席
平成23年3月11日 ダム検証における関係住民説明会（長崎県中央農業共同組合川棚支店） 82名出席

- 国土交通省は「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、県が検討した治水利水の結果について意見を聴き、国が対応方針を決定。
- 検討項目は、治水・新規利水・流水の正常な機能の維持の対策案、石木ダムの総合評価結果。

④事業認定※1（土地収用法※2）

社会資本整備審議会 平成25年6月7日 開催

※1 事業の公益性について判断するのが事業認定
※2 基準に適合する事業かを判断するための手続について定めているのが土地収用法

平成25年3月22日～23日 事業認定公聴会（川棚町公会堂）公述人20組 傍聴者約200名出席

- 事業認定処分に異議がある場合、事業認定庁は社会資本整備審議会の意見を聴いて、事業認定の可否を判断。
- 事業認定での審査項目は、事業計画（治水・利水）、公益性、合理性等。

平成21年10月23日 土地収用法に基づく事前説明会（川棚町公会堂） 約200名出席
平成21年11月6日 土地収用法に基づく事前説明会（長崎県中央農業共同組合川棚支店） 約150名出席
平成21年12月7日～21日 事業認定申請図書の見直し期間中の意見書の提出 190通

14

4. 第三者機関の設置経過と説明会（3 / 4）【訂正】

⑤国土交通省所管公共事業の再評価 長崎県公共事業評監視委員会

平成19年度 1回開催 ⇒「事業継続」川棚川水系河川整備計画同意の報告
平成23年度 2回開催 ⇒「事業継続」

- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき、長崎県が実施。
- 事業採択後10年間経過以降は原則5年経過ごとに実施。
- ダム検証に係る再評価では、利水計画及び利水代替案についても審議。その他は治水のみ審議。

⑥水道施設整備事業の再評価

佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会

平成19年度 3回開催 ⇒「当該事業の再評価は妥当であり、事業継続が適当であると判定」

佐世保市上下水道事業経営検討委員会

平成24年度 3回開催 ⇒「事業を継続していくことが妥当であると判断」

- 水道施設整備事業の評価の実施要領に基づき、佐世保市が実施。
- 事業採択後10年間経過以降は原則5年経過ごとに実施。
- なお、水道水源開発のための本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着工後に評価を実施した場合には、以降10年間評価を要しないものとする。

15

4. 第三者機関の設置経過と説明会（4 / 4）

平成18年10月19日	川棚川水系川づくり意見交換会（波佐見町総合文化会館）	20名出席
平成18年10月24日	川棚川水系川づくり意見交換会（川棚町公会堂）	82名出席
平成19年 3月26日	石木ダム計画規模変更説明会（川棚町公会堂）	78名出席
平成19年 7月19日	長崎県環境影響評価条例に基づく準備説明会（川棚町公会堂）	59名出席
平成20年 7月24日	川棚町民に対する事業計画説明会（川棚町公会堂）	101名出席
平成21年 8月 2日	石木ダム事業に関する説明会（佐世保市西地区公民館、早岐地区公民館）	西地区：約180名出席 早岐地区：約19名出席
平成21年 8月 3日	石木ダム事業に関する説明会（長崎県央農業共同組合川棚支店）	約200名出席
平成21年 8月10日	石木ダム事業に関する説明会（佐世保市相浦支所）	約180名出席
平成21年10月23日	土地収用法に基づく事前説明会（川棚町公会堂）	約200名出席
平成21年11月 6日	土地収用法に基づく事前説明会（長崎県央農業共同組合川棚支店）	約150名出席
平成21年12月7日～21日	事業認定申請図書縦覧期間中の意見書の提出	190通
平成23年2月18日～3月22日	ダム検証におけるパブリックコメント	意見書提出数74件
平成23年3月 6日	ダム検証における意見交換（川棚町中央公民館）	190名出席
平成23年3月11日	ダム検証における関係住民説明会（長崎県央農業共同組合川棚支店）	82名出席
平成25年3月22日～23日	事業認定公聴会（川棚町公会堂）公述人20組	傍聴者約200名出席
平成26年5月19日	反対派6団体の公開質問状に関する説明会（県庁）	約50名出席
平成26年6月21日	反対派6団体の公開質問状に関する説明会（川原公民館）	約40名出席
平成26年7月11日	地元公民館にて知事、市長、町長が6団体との面談（川原公民館）	約50名出席
平成26年8月 3日	反対派6団体の公開質問状に関する説明会（川原公民館）	約40名出席

16

5. 佐世保市水道施設整備事業再評価<報告>

平成19年12月28日 佐世保市水道施設整備事業再評価委員会
「事業継続を妥当」⇒ 目標年度29年

平成25年 3月14日 佐世保市上下水道事業経営検討委員会
「事業継続を妥当」⇒ 目標年度36年

平成25年 9月 6日 事業認定告示

<水道施設整備事業の評価の実施要領と細目 抜粋>

第2 対象事業及び実施時期

- (1) 評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構が実施する事業とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。
- (3) 再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象年、10年間経過以降は原則5年経過ごとに実施するものとする。

細目 第3 再評価時期

再評価時期については、原則要領の第2(3)に定められているとおり実施するものであるが、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業については、上記の評価に加え、本体工事又は本体関連工事の着工前の適切な時期に評価を実施するものとする。

なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以降10年間評価を要しないものとする。

5. 佐世保市水道施設整備事業再評価<報告>

水需要予測の目的

● 水道の将来にわたって安定供給を確保するために備えておくべき水道施設の能力を算出する

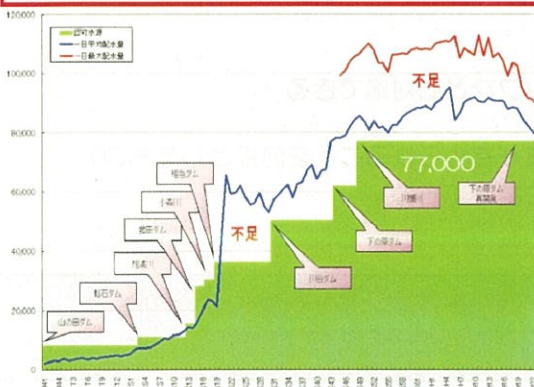
安定供給とは…

水道が「国民の健康で文化的な最低限の生活」を支える最も基礎的な社会基盤であるため、

- 湯水のときにでも
- 水道使用者が使いたいときに(365日24時間)
- 水道使用者が使いたい量を

…不断に供給できるようにすること

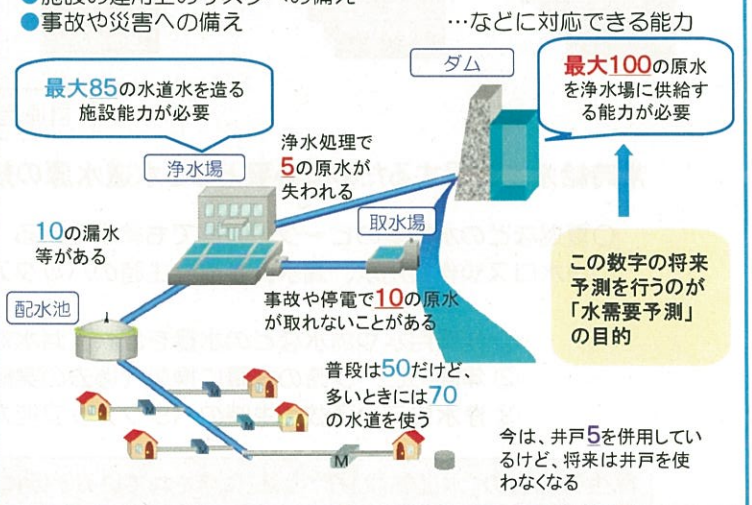
水道法が定める、
水道事業者の最大の使命



備えておくべき水道施設の能力(器の大きさ)とは…

将来の安定供給を確保することが目的であるため、

- 将来の市民の水需要への対応
- 安定供給を阻害するリスクへの備え
- 施設の運用上のリスクへの備え
- 事故や災害への備え



赤線が上図の「多きときの需要70+漏水等10=80」に対応する実績値、黄緑の塗潰しが上図の「水源能力100」に対応する実績値。昭和20年以降は水源不足の状態が続いており、安定供給が確保できていない。

5. 報告 利水計画<佐世保市の渇水の状況>

○佐世保市の渇水（昭和50年以降）

給水制限の実施に至った渇水

昭和53年度	最大43時間断水・制限日数11日間
平成6～7年度	最大43時間断水・制限日数264日間
平成17年度	減圧給水制限・制限日数8日間
平成19年度	減圧給水制限・制限日数160日間

給水制限の実施直前に雨が降って回避できた渇水

昭和57年度	24時間断水の実施の前日に201mmの降雨
昭和59年度	給水制限実施の2週間前に65mmの降雨
昭和60年度	給水制限実施の10日前に91mmの降雨
昭和61年度	給水制限実施の2週間前に142mmの降雨
平成元年度	24時間断水の実施2日前に142mmの降雨

渇水対策本部設置などの警戒体制に移行した渇水

昭和63年度	平成9年度	平成15年度	●節水広報 ●渇水対策本部 など
平成5年度	平成10年度	平成16年度	
平成7年度	平成11年度	平成23年度	

※平成7年度は大渇水とは別の時期(12月)に再度渇水の危機となったもの。

渇水対策に
約50億円!

(=石木ダムの残事業費と同等の費用)

昭和50年以降の37年間で・・・

- 給水制限 4回
(うち断水2回)
- 断水直前 5回
- 渇水警戒 9回

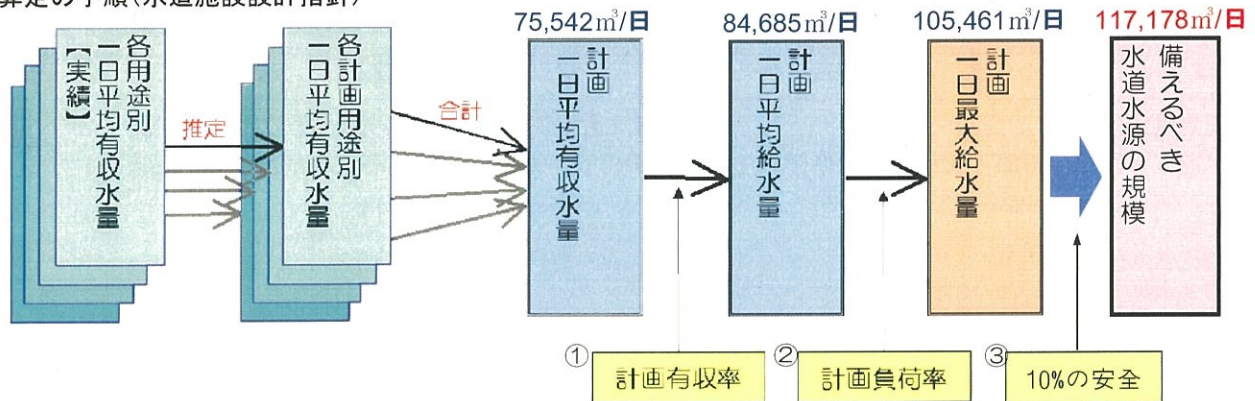
計 18回



19

5. 報告 利水計画<水道水源の施設規模>

算定の手順(水道施設設計指針)



常時給水を確保するために必要となる水道水源の規模

- 夏場などの水需要のピークの時期でも給水できる
- 浄水ロスや作業用水、漏水、事故発生時のバックアップなどに対応できる

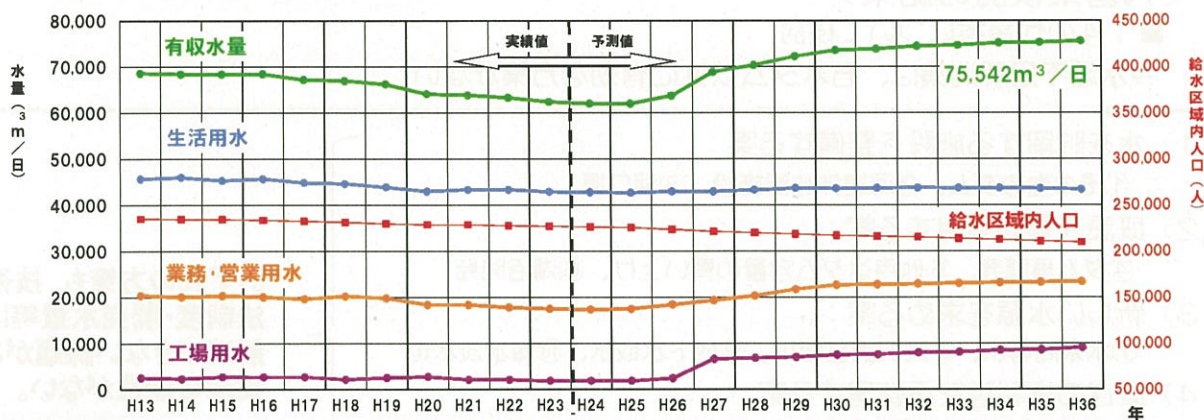
- ① 作業用水や漏水などの水量を反映（漏水対策が進められることを前提としたもの）
- ② 年間のピーク時の水量に換算（過去の実績に基づくもの）
- ③ 浄水ロスや事故発生時のバックアップ能力

厚生労働省の『水道施設設計指針』に示されている手順に基づき、水需要予測を実施する必要がある。
(国庫補助継続の要件)

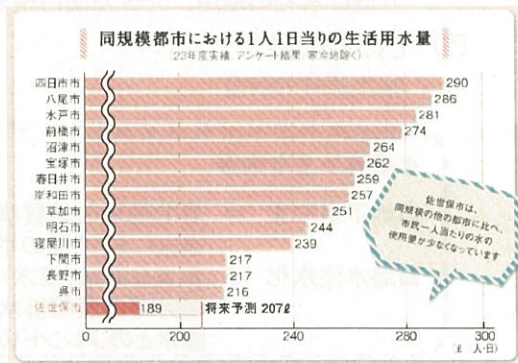
20

5. 報告 利水計画<水需要予測>

○佐世保市の水需要予測



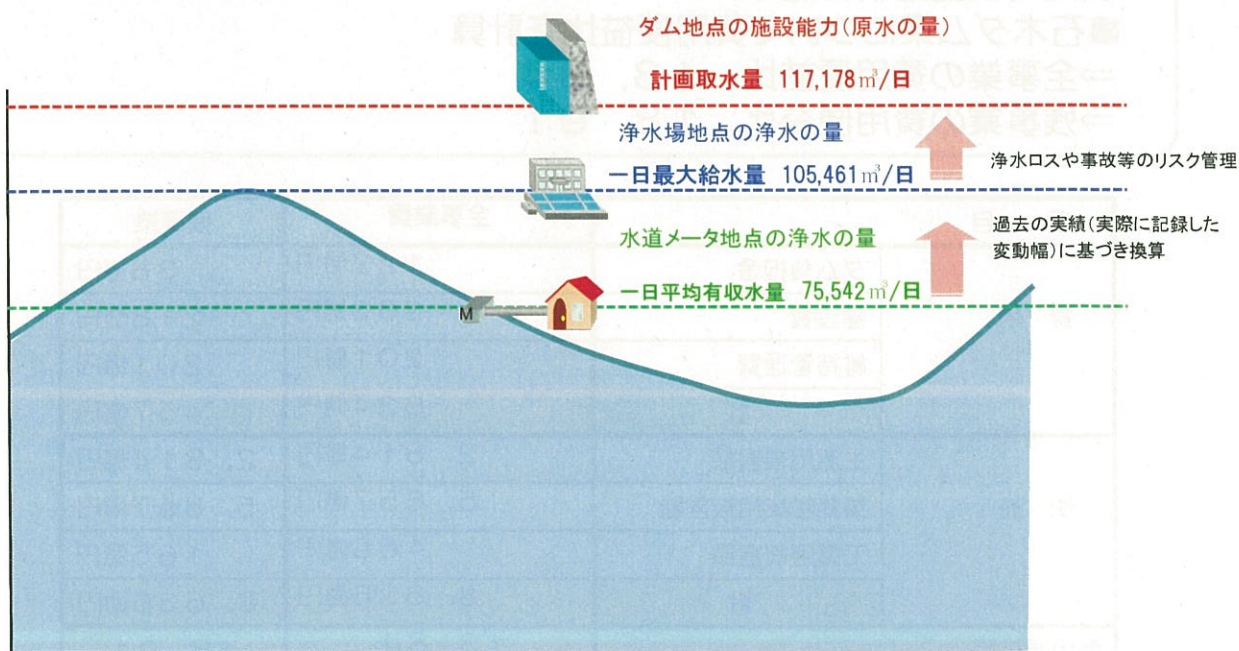
- 人口** → 今後も減少傾向を続けると予測
 - 生活用水** → 給水人口は減少する。一人当たり水量は、今後、湯水が無ければ徐々に回復する。総量としては横ばいに推移すると予測。
 - 業務・営業用水** → 主要な観光施設の観光客の増加傾向や、地下水使用者（専用水道事業者）の水道への転換リスク管理を含め若干増の予測。
 - 工場用水** → 大口需要者の特殊な水使用形態を、一日最大給水量に適切に反映させるための対応。（水需要の増加をそのまま表したのではない）
- 合計 75,542 m³/日 (一日平均有収水量)



21

5. 報告 利水計画<水需要予測>

年間の水需要の変動(イメージ)



予測された水需要(一日平均有収水量)75,542 m³/日を、安定供給するために必要な施設能力は117,178 m³/日が必要
これに対して、現在佐世保市が保有している施設能力は77,000 m³/日であるため、不足する約40,000 m³/日を新規開発する計画。

22